

砂川市訓令第30号

令和4年5月1日

砂川市高等職業訓練促進給付金事業実施要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

砂川市長 善 岡 雅 文

(別 紙)

砂川市高等職業訓練促進給付金事業実施要綱の一部を改正する訓令

砂川市高等職業訓練促進給付金事業実施要綱（平成22年訓令第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号及び第5条第26号中「令和4年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

第7条第1項各号中「令和4年3月31日」を「令和5年3月31日」に改め、同条第2項中「対象者」を「支給対象者」に改める。

附 則

この訓令は、令和4年5月1日から施行し、令和4年4月1日から適用する。